# 第6次 川西市障がい者福祉計画

# (第4期障がい福祉計画)

概要版



#### 障害者の「害」の表記について

本市では、障害者の「害」の表記について、「障害」という言葉が単語あるいは熟語として用いられ、前後の文脈から人や人の状態を表す場合は、「害」の字をひらがなで表記することとしています。ただし、法令の題名や固有名詞などで「害」を漢字で表記しているものは、漢字のまま表記しています。

# 1.計画策定の趣旨と位置付け

本計画は、障がいのある人のニーズや情勢の変化に対応した新しい障がい者福祉計画として策定するもので、障害者基本法第11条第3項の規定に基づく「市町村障害者計画」であるとともに障害者総合支援法第88条第1項の規定に基づく「市町村障害福祉計画」を包含する計画です。

# 2.計画の期間

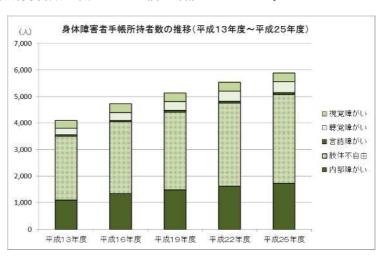
本計画の期間は、平成27年度から29年度までの3年間とします。

# 3. 障がい者の現状

#### (1)身体障がい者(児) 身体障害者手帳所持状況

平成26年3月末現在、本市の身体障害者手帳所持者数は5,895人です。平成23年3月末からの3年間で、同手帳所持者数は概ね1.06倍に増加しています。

障がい種別では、視覚障がい5.4%、聴覚障がい7.3%、言語障がい1.1%、肢体不自由56.9%、内部障がい29.3%で、肢体不自由が最も多く約6割を占めています。

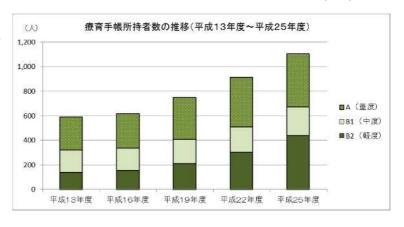


#### (2)知的障がい者(児)療育手帳所持状況

平成26年3月末現在、療育手帳の交付を受けている本市の知的障がい者(児)は

1,107 人です。平成23年 3月末と比べ、同手帳所持者 数は約1.2倍に増加してい ます。

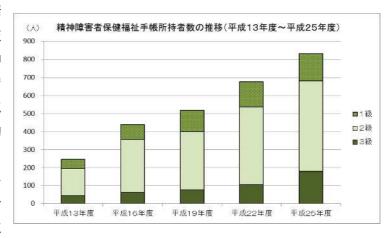
障がい程度別の構成比は、 重度(A判定)39.2%、中 度(B1判定)21.3%、軽 度(B2判定)39.5%となっています。



#### (3)精神障がい者 精神障害者保健福祉手帳所持状況

平成26年3月末現在、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている本市の精神障がい者(児)は830人です。同手帳所持者数は、平成23年3月末に比べて約1.2倍に増加しています。

また、精神疾患のために外 来通院した際の自己負担分 を助成する制度である自立



支援医療(精神通院医療)を受給している人の数は、平成26年3月末で2,111人となっており、平成23年3月末に比べて約1.04倍に増加しています。

### 4.計画の基本理念

障がいのある人もない人も、すべての人々が平等に生活し、幅広い社会活動を営むことを可能にする「ノーマライゼーション」の理念と、人権尊重を基底におき、障がいのある人の能力が最大限に発揮されるなかで、一人ひとりの自立や自己実現をめざす「リハビリテーション」の理念に基づき、「すべての人の参加による、すべての人のための平等な社会づくり」と「障がい者の主体性、自立性の確保」の実現をめざすため、本計画では、次のとおり基本理念を定めます。

# 障がい者一人ひとりの誇りあるまちづくり

# 5 . 計画の基本目標

本計画では、基本理念の実現を目指し、次の三つの基本目標を柱に、各施策の展開を図ります。

- 1. 適切なサービスの提供による生活の基盤づくり
- 2. 障がい者の社会参画の促進と生きがいづくり
- 3. ともに支え合う地域づくり

# 6.施策の展開

# 基本目標1 適切なサービスの提供による生活の基盤づくり

障がい者の日常生活を支える生活支援サービス、保健・医療サービス、その他サービスの質、量を拡充するとともに、利用者の立場に立ったサービス供給体制を整備し、障がい者が地域のなかで自立した生活ができるように支援します。

障がい者が、障がいの特性や自らが望むライフスタイルなどに応じて、自己決定権を行使し、最もふさわしいサービスを受けられるよう、情報提供や相談支援体制の整備充実を図ります。

(1)在宅支援サービスの充実						
・居宅介護事業の実施	・生活介護事業の実施					
・重度障がい者に対する生活支	・ひまわり荘の運営					
援	・日中一時支援事業の実施					
・手話通訳者の設置	・緊急一時保護事業の実施					
・手話通訳者の派遣	・補助犬貸付事業の周知・啓発					
・要約筆記者の派遣	・友愛訪問活動の推進					
・同行援護事業の実施	・書籍の郵送による貸し出し					
・移動支援事業の実施	・精神障がい者に対する福祉					
・短期入所事業の実施	的支援					
・はんしん自立の家ショートス	・家庭ごみの戸別収集の実施					
テイ事業の実施						
(2)日常自立生活訓練等の充実						
・自立訓練事業の実施						
(3)福祉用具の普及促進						
・補装具費の支給	・軽・中度難聴児に対する補聴器					
・日常生活用具の給付・貸与	等購入費用の助成					
(4)経済的支援策の推進						
・福祉施設通園費の助成	・特別児童扶養手当の支給					
・特別障害者手当等の支給	・児童扶養手当の支給					
・外国人等障害者特別給付金の	・高額障害者地域生活支援事業費					
支給	の支給					
・重度心身障害者(児)介護手						
当の支給						
	・居宅介護事業の実施 ・重度障がい者に対する生活支援 ・手話通訳者の設置 ・手話通訳者の派遣 ・要約筆記者の派遣 ・同行援護事業の実施 ・短期入所事業の実施 ・はんしん自立の家ショートステイ事業の実施 ・はんりん自立の家ショートステイ事業の実施 (2)日常自立生活訓練等の充実 ・自立訓練事業の実施 (3)福祉用具の普及促進 ・補装具費の支給 ・日常生活用具の給付・貸与 (4)経済的支援策の推進 ・福祉施設通園費の助成 ・特別障害者手別給付金の支給 ・外国人等障害者(児)介護手					

	(1) 住宅事業の担准	
2	(1)住宅改善の促進	
	・住宅整備資金の貸付	・水洗便所等改造資金の助成
地域	・住宅改造費の助成	
に	(2)障がい者向け居住施設等の充実	
おける居住	・共同生活援助事業の実施	・障がい者向け住戸等の供給
居	グループホームで生活する障	・福祉ホーム事業の実施
住の	がい者に、日常生活における援助	
場場	等を行うことにより、自立生活を	
の	助長します。また、補助制度の実	
確保	施などにより、グループホームの	
	供給拡大を図ります。	
	(1)障がいの予防、早期発見及び機能	訓練体制の充実
	・乳幼児健康診査後の相談等	・機能訓練事業の実施
3	・訪問指導・健康相談(生活習慣	
保	病予防)	
保 健 ·	(2)障がい者医療の充実	
医	・自立支援医療(更生医療)の給付	・重症心身障がい児(者)訪問看護
医 療 サー	・自立支援医療(育成医療)の給付	支援事業の実施
	・自立支援医療(精神通院)の給付	・療養介護の給付
え	・福祉医療費の助成	・障がい児(者)歯科診療の実施
ビスの充実	(3)精神保健対策の推進	
夫	・心の相談事業	・精神障がい者等によるピアカウン
	・心の健康危機管理体制整備の検	セリング等の実施
	討	・健康福祉事務所等との連携強化
4	(1)相談・情報提供の拠点の充実	
	・計画相談支援の実施	・障がい児(者)地域生活・就業支
談	障がい者が適切なサービスを	援センター機能の強化
体制	選択し、組み合わせて利用するこ	
الح	とができるよう、サービス等利用	
育 報	計画の作成や管理に対する支援	
提供	を行うとともに、市内の相談支援	
0,4	事業所の拡充に努めます。	
相談体制と情報提供の仕組む	(2)身近な地域での相談・情報提供体	制の整備
みの	・身体障がい者相談員の配置	・民生委員児童委員の配置
を整備	・知的障がい者相談員の配置	・地域での相談・情報提供体制の整
I/HJ	・精神障がい者相談員の配置	備

# 相談体制と情報提供の仕組みの整備

4

#### (3)権利擁護システムの充実

- ・福祉サービス利用援助事業及び 苦情処理システムの実施
- ・成年後見支援センターの設置
- ・成年後見制度の普及、啓発
- ・成年後見制度の利用支援
- ・法人後見に対する支援の検討

【新規】

法人後見を実施するための体制整備や後見等の業務を行う法人に対する支援のあり方について検討を進めます。

- ・障がい者虐待に対する相談、支援 の実施
- ・障害者差別解消法への対応【新規】

障害者差別解消法で地方公共団体に義務付けられている不当な差別的取扱いの禁止や障がい者への合理的配慮の提供について、全庁的な取り組み方針を検討していきます。

## 基本目標2 障がい者の社会参画の促進と生きがいづくり

障がい者の適性やライフステージに応じた多様な教育・療育環境、雇用・就労環境を整備し、一人ひとりのニーズに対応した教育的支援や障がい者の能力、特性に応じた就労の場や職域の拡大を進めます。

また、障がい者が、一人ひとりの個性と能力を最大限に発揮しながら、ひとりの人間として自立して生活できるよう、趣味活動、社会貢献活動などの様々な活動への参画を促進し、社会参画を通じた交流の機会を拡充します。

#### (1)療育体制等の充実

- ・障害児相談支援の実施
- ・児童発達支援事業の実施
- ・放課後等デイサービス事業の実 施
- ・保育所等訪問支援の実施【新規】

保育所や幼稚園を利用中又は 利用する予定の障がい児が、保育 所等での集団生活に適応するための専門的な支援を必要とする 場合に、障がい児施設で指導経験 のある保育士等が保育所等を訪問し、障がい児本人や職員に対し て専門的な支援等を行います。

- ・川西さくら園の運営
- ・就学指導委員会・就学指導専門委 員会の開催
- 教育相談事業の実施
- ・障がい児の自然体験推進事業
- ・サポートファイルの活用【新規】

支援に必要な情報を共有するため、障がい児(者)の情報が時系列的に集積されたサポートファイルを作成し配布することにより、関係機関の連携の強化を図り、障がい児(者)への一貫した支援を行います。

療育・教育環境の整備と交流教育の推進

1

1	(2)多様な教育機会の提供・交流教育	の推進
<ul><li>交流教育の推進</li></ul>	・障がい児保育事業の実施 ・幼稚園における特別支援教育の 実施 ・小・中学校における特別支援教育の	・特別支援学校における教育の実施 ・留守家庭児童育成クラブにおける 障がいのある児童の受け入れ
$\tilde{\sigma}$	(3)教職員の資質向上・教育内容の	充実
整備と	・特別支援教育実践集の作成	・特別支援教育に関する研修・講座 の開催
	(1)雇用・就業の促進	
2 就労支援体制の充実	・就労移行支援事業の実施 ・障がい者雇用支援体制の整備 ・阪神友愛食品株式会社への出資  (2)福祉的就労の促進 ・就労継続支援事業の実施 ・川西作業所の運営 ・小戸作業所の運営 ・地域活動支援センター事業等の実施	・障がい者の職員採用 ・市役所での職場実習の実施 ・自主製品販売促進の支援 ・障がい者就労施設等からの物品等 の調達の推進 ・市と事業者との情報交換の推進
3	(1)選挙権の行使に係る配慮 ・障がい者が利用できる投票制度	・投票所における障がい者に対する
社会参	の啓発 (2)スポーツ・芸術文化活動の促進	配慮 
会参画の促進	・障がい者スポーツの振興	・障がい者作品展への支援
進	(3)社会貢献活動や各種交流活動への	の参加促進
	・障がい者の社会貢献活動促進	

# 基本目標3 ともに支え合う地域づくり

障がい者の社会参画を促進するため、まちのなかの様々な障壁の除去を進めるとともに、 障がいのある人もない人も、世代を超えて、ともに支え合いながら暮らしていく福祉コミ ュニティづくりを進めるとともに、専門家やボランティア、地域住民等を含めた適切な人 材・ネットワークづくりにより、障がい者の自立生活を支援します。

	の推進	改修等の推進				
	・福祉のまちづくり条例に基づく	・バリアフリー法に基づく重点整備				
	指導・助言	地区基本構想の整備促進				
1	(2)移動・交通対策の推進					
人	・道路・交通安全施設の整備と普	・市役所内駐車場使用料の減免				
に	及・啓発	・軽自動車税の減免				
やさ	・迷惑駐車追放運動の実施	・重度障がい者等タクシー料金の助				
b l	・自転車駐車場の整備と放置自転	成				
١١	車等の撤去	・リフト付寝台タクシー料金の助成				
ま	・ノンステップバスの導入支援					
ちづ	・自動車改造費及び運転免許取得					
<	費の助成					
りの	 (3)緊急通報体制の整備					
推	・消防緊急通報指令システムの整	・障がい者(児)緊急時事前登録制				
進	備	度の検討【新規】				
	・緊急通報システムの整備	障がい者(児)が行方不明になっ				
	・災害時への対応	た場合に、迅速な捜索開始と早期発				
		見に資するため、事前に個人情報を				
		登録する制度の創設を検討します。				
2	(1)情報バリアフリーの推進					
情 報	・点字広報の発行	・行政文書の点訳				
報 の	・声の広報の発行	・情報バリアフリー機器の設置				
バ	・録音図書等の貸し出し					
リア	(2)啓発活動の推進					
7						
フリ	・障がいに関する正しい知識の普	・地域住民等への啓発の実施				
フ リ ー、	・障がいに関する正しい知識の普 及	・地域住民等への啓発の実施 ・ <b>障害者差別解消法に関する民間事</b>				
リー、心						
リー、心の	及	・障害者差別解消法に関する民間事				
リー、心の	及 ・ <b>障がい者週間事業の実施</b>	・障害者差別解消法に関する民間事 業者への周知【新規】				
リー、心の	及 ・ <b>障がい者週間事業の実施</b> 障がい者に対する障壁を除去	<ul><li>・障害者差別解消法に関する民間事業者への周知【新規】</li><li>障害者差別解消法では、民間事業</li></ul>				
リー、心のバリアフリー	及 ・ <b>障がい者週間事業の実施</b> 障がい者に対する障壁を除去 し、障がい者の社会参加を推進す	<ul><li>・障害者差別解消法に関する民間事業者への周知【新規】</li><li>障害者差別解消法では、民間事業者に対し、不当な差別的取扱いの禁</li></ul>				
リー、心のバリアフリー	及 ・障がい者週間事業の実施	・障害者差別解消法に関する民間事業者への周知【新規】 障害者差別解消法では、民間事業者に対し、不当な差別的取扱いの禁止や障がい者への合理的配慮の提				
リー、心の	及 ・障がい者週間事業の実施	・障害者差別解消法に関する民間事業者への周知【新規】 障害者差別解消法では、民間事業者に対し、不当な差別的取扱いの禁止や障がい者への合理的配慮の提供に努めることが求められている				

(1)福祉のまちづくりの推進

・福祉のまちづくり重点地区整備

・公共施設、道路、公園等の整備・

福祉コミュニティ、福祉ネットワークの形成

3

#### (1)地域における障がい者(児)と住民との交流促進

・地域における「居場所づくり」への支援

地域において、障がい者(児) と地域のさまざまな人たちが集 い、交流することのできる場所を 設置、運営する者に対し、その経 費の一部を補助します。 ・障がい者(児)と住民との交流促進の取り組みに対する支援

障がい者(児)と地域住民との交流の機会を創出、拡大するため、地域における自主的な取り組みが円滑に行われるよう支援します。

#### (2)担い手の育成とネットワーク化

- ・障がい者団体が行う事業への補 助
- ・障がい者団体の活動拠点の整備
- ・ボランティア活動センターへの 支援
- ・障がい者自立支援協議会の運営
- ・発達障がい児(者)に対する支援 ネットワークのあり方の検討

# 7. 平成 29 年度における成果目標

平成 29年度に達成すべき成果目標は、障がい者等の自立支援の観点から、地域生活への 移行や就労支援といった課題に対応するため、次に掲げる事項について設定します。

#### (1)福祉施設の入所者の地域生活への移行

障がい者福祉施設に入所している障がい者のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、 グループホームや一般住宅等に移行する人数及び施設入所者の削減人数に関する目標 値を定めます。

#### 地域生活移行者数

障がい者福祉施設に入所している者が、平成27年度から29年度までの間に当該施設を退所し、グループホームや一般住宅などに移行する人数に関する目標で、障害者総合支援法第87条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基本指針(以下「基本指針」という。)により、平成25年度末時点における施設入所者の12%以上が地域生活に移行することを目標としています。

	数値	説 明
基準値	113人	平成25年度末における施設入所者数
目標値	1 4人	計画期間中に地域生活に移行する者の数

#### 施設入所者の削減数

平成29年度末時点の施設入所者数の平成25年度末時点の施設入所者数に対する 削減数に関する目標で、基本指針により4%以上削減させることを目標としています。

	数値	説 明
基準値	113人	平成25年度末における施設入所者数
目標値 5人		平成25年度末時点からの施設入所者削減数

#### (2)地域生活支援拠点等の整備

地域での暮らしの安心感を担保し、親元からの自立を希望する者に対する支援等を 進めるためには、地域生活への移行、親元からの自立等に係る相談、一人暮らし、グ ループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供、ショートステイの利便性・対応 力の向上等による緊急時の受け入れ対応体制の確保、人材の確保・養成・連携等によ る専門性の確保並びにサービス拠点の整備及びコーディネーターの配置等による地域 の体制づくりを行う機能が求められており、今後、障がい者の高齢化・重度化や「親 亡き後」を見据えて、これらの機能をさらに強化する必要があります。

このため、これらの機能を集約しグループホームや障害者支援施設に付加した拠点 (以下「地域生活支援拠点」という。)または複数の機関が分担してこれらの機能を担 う体制(以下「面的な体制」という。)を平成29年度末までに、本市または阪神北障 害保健福祉圏域の区域内において1カ所整備することを目標とします。

	数値	説 明
口播法	1 力所	平成29年度末における地域生活支援拠点または面的
目標値		な体制の整備個所数

#### (3)福祉施設から一般就労への移行等

障がい者福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等(生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業)を通じて一般就労に移行する人数に関する目標値を定めるとともに、この目標を達成するため、就労移行支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労移行率に関する目標値を定めます。

#### 一般就労移行者数

障がい者福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成29年度中に一般就労に移行する人数に関する目標で、基本指針により、平成24年度の一般就労への移行実績の2倍以上が移行することを目標としています。

	数値	説 明
甘淮店	7.1	平成24年度に就労移行支援事業等を利用して一般就
基準値	/	労した人数
目標値	1 4人	平成29年度に就労移行支援事業等を利用して一般就
日保旭		労した人数

#### 就労移行支援事業の利用者数

平成29年度末における就労移行支援事業の利用者数に関する目標で、基本指針により、平成25年度末における利用者数の6割以上増加することを目標としています。

	数値	説 明
基準値	9人	平成25年度末における就労移行支援事業の利用者数
目標値	1 5人	平成29年度末における就労移行支援事業の利用者数

#### 就労移行支援を行う事業所ごとの就労移行率

就労移行支援を行う事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所が占める割合に 関する目標で、基本指針により、平成29年度末時点で全体の5割以上とすることを 目標としています。

	数値	説 明
基準値	2 +155	平成29年度末時点で就労移行支援を行う事業所数見
本午 但	2 力所	込み
口塘店	1 力所	平成29年度末時点で就労移行率が3割以上の事業所
目標値		数

# 8. 障害福祉サービス等の見込量及び確保の方策

障がいのある人が、身近な地域でニーズに応じたサービスを安心して利用することができるよう、平成27年度から29年度までの各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量を確保するための方策を定めます。

#### (1)サービス等の見込量

	X	分		単位	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
		ח		半 位	実績	実績	見込み	見込み	見込み	見込み
居	宅	$\wedge$	護	時間分	1,592	1,579	1,599	1,603	1,607	1,611
占	七	介	豉	人分	94	95	98	100	102	104
重訪			度	時間分	274	1,045	1,308	1,308	1,308	1,308
訪	問	介	護	人分	4	7	9	9	9	9
同	<b>∕</b> =	控	援護	時間分	254	404	397	397	397	397
	11	行 援		人分	13	18	18	18	18	18
行	番九	<del>t</del> 耍	護	時間分	0	0	0	0	0	0
1 J	行 動 援	坂	1友	人分	0	0	0	0	0	0
重儿	重度障害者			時間分	0	0	0	0	0	0
包	括	支	援	人分	0	0	0	0	0	0

		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
区分	単位	実績	実績	見込み	見込み	見込み	見込み
<b>.</b>	人日分	5,027	5,135	5,152	5,216	5,281	5,346
生活介護	人分	267	272	271	273	275	277
自 立 訓 練	人日分	11	26	19	23	23	23
(機能訓練)	人分	1	1	1	1	1	1
自 立 訓 練	人日分	79	114	167	184	202	222
(生活訓練)	人分	5	6	9	10	11	12
就労移行支援	人日分	291	222	168	193	222	255
が 刀 19 1 又 1及	人分	18	12	9	10	12	14
就労継続支援	人日分	111	197	258	284	312	343
( A 型 )	人分	7	10	13	14	15	17
就労継続支援	人日分	2,858	3,147	3,430	3,773	4,151	4,567
(B型)	人分	162	180	193	211	231	253
短期入所	人日分	372	403	398	408	418	429
(福祉型)	人分	63	67	66	73	80	88
短期入所	人日分	上記「福祉	型」に含む。	15	15	15	15
(医療型)	人分			7	7	7	7
療養介護	人分	15	15	15	15	15	15
共同生活援助	人分	59	59	68	73	78	82
施設入所支援	人分	113	113	113	112	110	108
計画相談支援	人分	5	24	62	71	80	89
地域移行支援	人分	1	1	1	2	3	4
地域定着支援	人分	0	0	0	0	0	0
児童発達支援	人日分	754	1,120	1,168	1,218	1,270	1,324
九重元足又版	人分	98	175	193	213	235	259
放課後等	人日分	609	1,006	1,335	1,495	1,674	1,875
デイサービス	人分	112	150	221	248	278	311
保育所等	人日分	0	0	0	5	10	20
訪問支援	人分	0	0	0	2	5	10
医療型	人日分	0	0	0	0	0	0
児童発達支援	人分	0	0	0	0	0	0
障 害 児 相 談 支 援	人分	0	0	13	33	53	73

#### (2) 見込量確保の方策

- ・ 市内にサービス提供事業所が不足しているサービスについては、介護保険サービス提供事業者に対して障害福祉サービスに参入するよう働きかけるなど事業所数の拡大に努めるほか、市外に所在する事業所の活用を図ります。
- · 計画相談支援を活用し、必要な人に必要なサービスが提供されるように努めます。
- ・ 地域生活支援拠点において必要なサービスが提供されるよう、具体的な整備手法を検 討していきます。
- ・ グループホームの開設時に必要となる住居の借り上げに関する初期経費や初度備品に 対する補助を実施するなど、グループホームの新規開設や円滑な運営を支援します。
- 市内の相談支援事業者による相談支援体制の整備・拡充を図ります。
- ・ 障害児通所支援については、ニーズに応じたサービス提供体制の整備に努めます。ま た、保育所等訪問支援の実施体制を整備します。

# 9.地域生活支援事業の実施に関する事項

地域生活支援事業は、障害者総合支援法第77条の規定に基づき実施するもので、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を効率的・効果的に実施することが求められています。

ここでは、地域生活支援事業に関して、実施する事業の種類ごとの見込量を定めます。

		単位	24年度 実績	25年度 実績	26年度 見込み	27年度 見込み	28年度 見込み	29年度 見込み
自 発 的 活 動 支 援 事 業 (交流スペース の設置箇所数)		か所	0	0	1	1	2	3
相談支援事業(実施箇所数)		か所	2	1	2	2	3	3
成年後見制度 利用支援事業 (実利用人数)		人/年	0	0	0	1	1	1
意思疎通支援事業	手話通訳者 要約筆記者 の派遣回数	回/年	982	1,082	1,137	1,194	1,254	1,317
	市庁舎への 手話通訳者 の配置人数	人	1	1	1	1	1	1

		単位	24年度 実績	25年度 実績	26年度 見込み	27年度 見込み	28年度 見込み	29年度 見込み
日常生活用具給付等事業	介護・訓練 支援用具	件/年	5	6	7	7	7	7
	自立生活支援用具	件/年	18	22	15	15	15	15
	在宅療養等 支援用具	件/年	23	15	26	26	26	26
	情報・意思 疎 通 支 援 用 具	件/年	11	19	14	14	14	14
事業	排 泄 管 理支援 用 具	件/年	2,524	2,491	2,540	2,549	2,558	2,567
	居宅生活動 作補助用具	件/年	3	0	1	1	1	1
手話奉仕員 養成研修事業 (研修修了者の うち、派遣登録 を行う人数)		人/年	0	3	1	1	1	1
移動支	実 利 用 数	人/年	225	215	215	216	217	218
移動支援事業	延べ利用 時 間 数	時間 / 年	34,233	32,756	32,670	32,854	33,037	33,220
セ	域活動支援 ンター事業 利用人数)	人/年	118	128	128	128	128	128
サ・	問 入 浴 - ビス事業 ベ利用回数)	回/年	62	35	53	53	53	53
日中一時支援事業	実 利 用人 数	人/年	171	192	223	234	246	258
	延 ベ利用日数	日/年	3,070	3,602	4,102	4,307	4,522	4,748

# 第6次川西市障がい者福祉計画(第4期障がい福祉計画) 【概要版】

平成27年3月策定(平成27年5月発行)

編集·発行/川西市 健康福祉部 福祉推進室 障害福祉課 兵庫県川西市中央町12番1号(〒666-8501)

> 電 話:(072)740-1178 FAX:(072)740-1311

E-mail: kawa0149@city.kawanishi.lg.jp

